

平成25年3月29日

号外第8号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

内水面漁場管理委員会告示

○第五種共同漁業権魚種に係る増殖量(1、2)..... 1

内水面漁場管理委員会指示

○コイ(マゴイ及びニシキゴイ)持ち出し、移植及び放流等に係る指示(1)..... 2

○ブラックバス等外来魚の再放流の禁止(2)..... 3

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成25年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成25年3月29日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

漁業協同組合	免許番号	魚							種			産卵場 造簡所
		あ kg	ゆ 千尾	い わな 千尾	や まめ 千尾	こ い kg	ふ な kg	や つめ う なぎ 尾	に じま す 千尾	さ くら す 千尾		
雄勝漁業協同組合	内共1号	400	15	100								3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共2、3号	500	27	27	75	35						3
成瀬川漁業協同組合	内共4号	400	35	45	25	15						3
雄物川上流漁業協同組合	内共5号	225	3	12	165	10	50					3
県南漁業協同組合	内共6号	250	3	3	575	25	125					3
横手川漁業協同組合	内共7号	300	10	10	336	10	125					3
仙北漁業協同組合	内共8号	65	9	19	600	25						7
仙北中央漁業協同組合	内共9号	160	7	9	450	50	50					5
角館漁業協同組合	内共10号	1,440	34	60	270	30	50					3
仙北西部漁業協同組合	内共11号	190	12	12	214	75	100					3
岩見川漁業協同組合	内共12号	765	20	143	225	100	125					3
鹿角市河川漁業協同組合	内共13号	140	60	4								3
比内町漁業協同組合	内共14号	110	60	60	25	25	25					5
小坂町漁業協同組合	内共15号		5	5					5			1
大館市漁業協同組合	内共16号	93	10	10	105	10	50					4

田代漁業協同組合	内共17号	275	10	13	25	25	50			3
鷹巣漁業協同組合	内共18号	125	8	8	25	5				2
阿仁川漁業協同組合	内共19,20,21号	545	31	26	123	20	250	1		3
粕毛漁業協同組合	内共22号	400	20	40	140	10				3
能代市常盤川 漁業協同組合	内共23号	37		9			50			1
子吉川水系漁業協同組合	内共24,25号	993	16	21	1,275	75	300			7
八峰町真瀬川 漁業協同組合	内共26号	200	15	10						1
馬場目川漁業協同組合	内共27号	65	20	5	55					4
田沢湖漁業協同組合	内共28号	165	14	12	33	5				1
雄物川水系(9漁協)	内共29号								157	
米代川水系(8漁協)	内共30号								101	
子吉川水系(1漁協)	内共31号								30	
合 計		7,842	441	659	4,740	550	1,350	6	288	77

秋田県内水面漁場管理委員会告示第2号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成25年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成25年3月29日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
農内共第1号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます ふな えび さくらます	70万尾 5万尾 16箇所 1万尾

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いを次のとおり制限する。

平成25年3月29日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

- 1 指示をする区域
県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面
- 2 指示の内容
 - (1) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したとき又はその疑いがあると認められるときは、当該水面のコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止のため及び公的機関が試験研究並びに検査に供する場合は、この限りではない。

(2) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したとき又はその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(3) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア 汚染水域由来でないこと。

イ 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(4) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

3 指示をする期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成25年3月29日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠 藤 実

1 指示をする区域

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水面にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）

(2) ブルーギル

2 指示の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで